

議案第 5 号

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約（昭和 44 年千葉県指令第 2229 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 11 条第 2 項ただし書中「次の各号」を「第 4 条第 3 号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p>(組合の経費の支弁方法)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。ただし、地方交付税の算定にあたり<u>第4条第3号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体に該当する市</u>は、当該算入に係る増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を別表で定められた関係市が負担する負担金の負担割合に応じて、それぞれ関係市の負担金から減額するものとする。</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に規定する養護老人ホームの設置及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p>(組合の経費の支弁方法)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。ただし、地方交付税の算定にあたり<u>次の各号</u> <u>に該当する市</u>は、当該算入に係る増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を別表で定められた関係市が負担する負担金の負担割合に応じて、それぞれ関係市の負担金から減額するものとする。</p> <p><u>(1) 第4条第2号の事業について発行を許可された地方債の元利償還金について基準財政需要額に算入された団体</u></p> <p><u>(2) 第4条第4号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用</u></p>

3 省略

された団体

3 省略